

第9回 ふじみ衛生組合地元協議会 議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成22年8月27日（金）18時30分から20時30分
- 2 開催場所 三鷹市暫定管理地 3階大会議室
- 3 委員出欠 出席 21人
出席委員 石坂卓也、伊地山和茂、古賀信義、小林秀行（副会長）、小林又市、小松日出雄、佐藤由朗、嶋田一夫、清水八千代、田中一枝、馬部昭二、増田雅則（会長）、町田宇平、野納敏展、渡部満、浜三昭（副会長）、内藤和男、岡本正昭、荻原正樹、高畑智一、長岡博之
- 4 出席者
事務局 田中實、深井恭、奥山尚、飯泉研、飯高秀男、和田良英、山本幸正、緑川洋一
JFEエンジニアリング株式会社
パシフィックコンサルタンツ株式会社
- 5 傍聴者 なし

【議事次第】

- 1 開会
- 2 報告事項
 - (1) 第8回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について
 - (2) 資源化施設東棟及び北棟集塵脱臭装置データについて
 - (3) 新ごみ処理施設の施設内容について
- 3 協議事項
 - (1) 交通計画と安全対策について【討議】
 - (2) 緑化計画について【討議】
 - (3) ふじみ衛生組合新ごみ処理施設公害防止協定書（素案）【提案】
- 4 その他
 - (1) 他施設の見学行程について
 - (2) 次回日程
- 5 閉会

【配付資料】

議事次第

- 【資料1】 第8回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨
- 【資料2】 資源化施設東棟及び北棟集塵脱臭装置データ
- 【資料3】 委員の質問及び回答
- 【資料4】 ふじみ衛生組合新ごみ処理施設公害防止協定書（素案）
- 【資料5】 第2回ふじみ衛生組合地元協議会施設見学行程表

【会議録】

18時30分 開会

1 開会

事務局 : 【配付資料の確認】

2 報告事項

(1) 第8回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について

会長 : 前回、会長の一部預かりということもさせていただきましたが、その内容も議事録に盛り込まれていますので、ご理解の上、何かご意見がありましたら指摘をお願いします。

それでは、第8回地元協議会議事録の確認が提案どおりされたということにさせていただきます。

(2) 資源化施設東棟及び北棟集塵脱臭装置データについて

P 委員 : 資料2「資源化施設東棟及び北棟集塵脱臭装置データ」をご覧ください。この表の一番上、東棟、北棟と区分しており、東棟は、この脱臭装置のエリアが1部屋だけですので、残渣・不燃物置場という1つの部屋が書かれています。北棟は3部屋が脱臭装置の対象ですので、3つに分かれて書かれています。

表の一番上から部屋面積、天井高、これが平均高さですが、これを出しまして室内の容積、立米で出してあります。それから、その下の欄ですけれども、まず設計段階での吸引風量、これは脱臭装置が引っ張る空気の量です。部屋単位で見ると、引っ張られる空気の量というふうに考えていただきたいと思います。この吸引風量が立米毎分とい

う形になっています。 m^3/min と書いてあります。1分間当たりどれぐらいの風量かを容積、立方メートルの単位であらわしています。

その下の吸気風量。これは屋外からの新鮮な空気を部屋に取り入れる空気の量、これも同じ単位で示しております。

次の換気回数ですが、これは、その上段で出している室内の容積と風量が1時間当たり何回換気されているかということで、吸引風量を部屋の容積で割っていくと何回かがわかるといったような形になります。

その下に実績と書いてあります。これがデータ測定した中身で、吸引風量、吸気風量、換気回数といったようなことの表の組み合わせになっておりまして、北棟に関しましては3部屋ありますので北棟の合計という欄も一番右側に書いております。

C 委員 : 資料2、真ん中のところの設計の吸引風量、例えば東棟で250となっていますが、これは7個フードがあったと思うのですが、7つの総量なんですか。

P 委員 : 外側にフードが出ています。あれは、ここの表で言いますと吸気風量のことを今委員さんがおっしゃったのかなと思います。吸気は換気扇で部屋の中に取り込んでいる、外側からですね。これは吸気風量。吸引風量というのは、脱臭装置が部屋から引っ張っておりますので、外にウェザーカバーみたいなのが何カ所も出ているわけじゃない。1カ所に集めて、ひさしの上から脱臭した後排気をしていますので、東側建屋の例えば三鷹市道側にフードが幾つか見えますが、あれは部屋に空気を入れるためのフードであるということです。

C 委員 : 結局、2割の差があるわけですね。そうすると、扉をあけたら、全然なくなってしまうのではないですか。これ閉めた場合でしょう。

P 委員 : そのとおりこれは密閉した状態の中での測定ですので、シャッター等をあけた瞬間にはこの数値は変わってくるということになるかと思いますが。

C 委員 : 扉をあければ密閉時2割の差があったのがゼロになってしまいます。そういうことじゃないですか。吸引力はきかない。吸引力は別のところに働いて、だめになってしまうのではないですか。

P 委員 : 無風の状態であれば、あいた扉からも空気が入ってくるというのが

この数値の差になってくると思います。前回もお話ししたように風が強かった場合には、シャッター等あいているときにはそれが壊されてしまう可能性は十分あります。したがって、高速のシャッターを取りつけて、車の搬出入の場合にはどうしてもあけざるを得ませんので、なるべく短時間で閉めていこうということで、このバランスの崩れるのを最小限に抑えようということをやっているところです。

C 委員 : そうすると、不燃物の一番東の東八道路側をあけて、ずっと上りまして、東の3つのうち真ん中は機械装置ですからいいと思うのだけど、2つあけたら全然きかなくなるんじゃないですか。

P 委員 : 今おそらく残渣・不燃置場の脱臭装置の範囲の話かなというように思います。シャッターも複数ありますので、それが2カ所あいたらだめじゃないのかというような話だと思います。これも先ほど申しましたように無風状態であれば、そこから空気を吸いますから、250と216という差がありますから、その分で、風速は大変少ないかもしれないが、負圧になっているということは変わらない。

ただ、風が吹いたら、申しわけございません、どう壊れるかというのはちょっとわからないところです。

A 委員 : 吸気と吸引の差の大きいほど負圧になるわけですね。それで、設計と実績で、実績は吸気のほうはすべて設計よりも大きな数値になっている。というのは、今のドアとかすき間から風が入ってくるとか、設計上との違いはそういう関係があると考えられるのですが、そこはどう考えたらいいのですか。

P 委員 : これは、あくまでも吸気扇を壁につけています。その設計レベルでは、その規格の風量を考えているところですが、実測を、別にダクトをつけて吸気量をおのおのはかっております。その合算をしているということで、一応誤差の範囲と考えていいかなと。規格どおりの能力というのは、逆に言えば新品の場合は高いし、古くなってくれば能力が下がってくるということなので、初期データとしてはこのデータ、東建屋でいけば216が実際であって、設計レベルでは規格から足し算していくと204になっていたといったようなことでご理解願いたいと思います。

(3) 新ごみ処理施設の施設内容について

会 長 : G委員から、前回欠席ということで質問表をいただいた。その回答を事務局のほうからしてもらいます。

事務局 : 資料3、G委員からの質問に対する回答ということで用意しました。

大きく3点にまとめさせていただきました。1点目、「こういう焼却炉の場合、トラブルの可能性はあるのか。そういうトラブルや事故など異常事態に対してどういう対応をするのか」という質問にまとめました。回答は、トラブル・事故例、原因、対策ということで、これまでの事故例について、その対策をどのようにやってきたかということで表にしました。

その1点目、搬入ごみの中に危険物や発火物等が混入、発火したごみピット火災ということで、その対策としてごみピット火災検知システム、赤外線カメラによる温度監視ということになりますが、それによって火災検知をして警報発報を行う。そして、初期消火として遠隔操作の放水銃により消火を行うというものです。

次に、ごみピット転落事故です。原因ですが、1つ目がごみ搬入車が勢いをつけてバックして、車止めを乗り越えてピット内に転落したというようなことです。これに対しては、今回の施設に関しては車両転落防止の垂れ壁を設けてピット内への転落防止を図るというものです。それから、作業員、一般ごみ持ち込み者のごみ投入時のピット転落ということですが、3つポツがありますが、1つ目のポツでダンピングボックスを設け、ごみを一時的にボックスに受けて転落防止を図るというもので、直接ピット内にあけないということが1点目。それから、作業員は安全帯用フックに安全帯をかけて作業を行うということが2つ目のポツです。3つ目は、ごみピット転落者救助用のゴンドラをあらかじめ設置しておくということです。

次に、火格子下ホッパの閉塞ですが、火格子下へアルミ溶融物が落下し、火格子下ホッパが閉塞をしたというようなことですが、これに関しては火格子に設置している空気供給用のすき間から高温で溶けたアルミが下部へ落下するというのが原因ですが、火格子を新型火格子に変更して、空気噴出口を先端下面のみとすることで、溶融アルミの落下によるトラブルを回避するというものです。

次に地震ですが、地震検知器を設け、地震加速度が250ガル以上、

いわゆる震度5強程度でプラントを停止するというところです。

それから、停電ですが、落雷等による全停電というのですが、これは非常用発電機が自動的に起動して、焼却炉立ち下げに必要な機器に電源を供給し、安全に立ち下げを行うということです。

それから、ろ過式集じん器のろ布の破損ということですが、これはろ布の劣化によるものです。次ページの2「バグは破れるのが欠点なので、そのときどのような対策をするのか。その間数日かかると思うが、どうするのか」というような質問です。ろ過式集じん器のろ布は、定期的にサンプリング分析による寿命診断を行い、ろ布の交換計画を定めることで、ろ布破損等のトラブルがないように予防保全を行います。破損した場合には、ばいじん濃度計や差圧計により検知可能であるため、速やかに緊急停止を行い、破損箇所の閉止またはろ布交換を行った後に焼却炉の再立ち上げを行います。緊急停止、再立ち上げは、破損状態によりますが、2日～4日程度にて対応可能となります。

3番目の質問です。「何かのトラブルで排ガスの基準値を超えるような事態になったとき、どのように周辺住民に周知するのか。どういう体制を組むのか。どういう測定をするのか」ということで、下に回答を3つに分けました。

まず、排ガス基準値の公開です。ふじみ衛生組合、三鷹市役所、調布市役所に公害モニタリング装置を設置し、排ガス濃度（ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、水銀等）を市民に公開します。それから、体制ですが、エコサービスふじみ株式会社がふじみ衛生組合と非常時における連絡体制を整え、速やかな報告を行える体制とします。その後の体制は別途協議します。測定方法ですが、第8回ふじみ衛生組合地元協議会で報告した国等の基準値よりさらに厳しく設定した自主規制値を上回る場合、直ちに操業を停止しますが、その測定方法については、今後、公害防止協定の主たる議題となりますので、別途協議することになります。

下の表の備考欄に、時間的なものが書いてありますが、参考にこのような対応をしているということです。

C 委員 : 下の表にばいじんからダイオキシン類、数値が入っているが、例えばばいじんの場合は煙突の途中と煙突の一番上にセンサーを取りつ

けて測定しているのので、異常な数値が出ればすぐ原因を探求するというような話だったが、表を見たら、ダイオキシンは年2回しか測定していないんですか。通常、NO_xとかそういうものについてはセンサーで感知できると思うのです。したがって、異常数値が出る、さっき言いましたバグフィルタが破れたら数値が変わるので、すぐ対応できる。したがって、煙突も途中と一番上にどういうセンサーがあって、どういうふうに認識するのか教えてください。

J F Eエンジニアリング： この表の上の方、連続測定とあるのは、現状の技術で連続測定が可能な分析項目です。定期測定とあるダイオキシン類については、現状の技術では連続測定ができません。これについては定期計測を行いまして、現状、組合様との協議の上で年2回ということで計画させていただいております。

B 委員： この年2回というのは、あくまでも現時点でふじみ衛生組合とJ F Eが契約上結んでいる回数でして、今後、この地元協議会で測定回数について議論いただいて、増やすのであれば増やすということになりますので、地元協議会の協議によるというふうにご理解いただきたいと思います。

F 委員： ことしの6月か7月に、新聞紙上で、水銀の問題が23区の4カ所の清掃工場で大きな問題として取り上げられました。このストーカ炉というのは非常に技術が安定したものだと言われているが、それとは別に許容量以上のものが出現された場合に、どんな優秀であっても対応できないわけですね。現在、23区はどのような状況になっているのか。それに対してふじみ衛生組合、どういう見解を持っているのか。そういうことを示していただかないと非常に不安になる。新聞紙上だけですけども、対応に非常に苦慮しているということを聞いております。この0.05という水銀の測定値は、おそらく煙突のてっぺんで測定されているものだと思うが、集じん器あたりだともっと高濃度の水銀の汚染度が出てくるんじゃないかと思うんです。

これも新聞紙上ですけども、0.05という非常に薄まった段階、それをはるかに超えるような数値が出ているということが報告されますので、今後、こういう問題にどう対処していくのかというようなことをぜひ検討しておいていただきたい。これは要望です。ストーカ

炉が優秀かどうかでなく、それを超えるような事態も予想されるわけ
です。原因等も踏まえて一定の見解を出していただきたいと思います。

副会長 : 23区清掃一部事務組合で数カ所、水銀が基準値を超えたというこ
とで、当然のことながら緊急停止をしていると聞いております。私ど
もも同様に水銀の基準値を設けていますので、万が一そのような形に
なった場合にはきちっととめて、その原因を把握するという事です。
今回は、ほとんど環八通り沿いの焼却施設が軒並み数カ所という形で
出ております。複数の施設ということで聞いておりますので、今委員
さんがおっしゃったように、そういう点については当然緊急停止をし
て、安全を確かめてから再稼働するというのが基本ですので、またそ
の辺の対策についても、そういう経験を生かしながら十分に練ってい
きたいというふうに考えております。

B 委員 : 23区の事例を見ますと、一度そういった事故が起きると長期にわ
たつてとめますし、修復するのに億単位のお金がかかってしまうとい
うことです。そういった事態を招きたくないというのが本心です。水
銀が煙突から出るということはごみの中に水銀を多量に含むものが
入っていたということです。ごみの中に水銀が入っていなければ当然
煙突からも出ませんので、私どもとしましてもごみを定期的にチェッ
クするというようなことで、事前に防止する、入れさせない、そうい
った努力をしていきたいと考えているところです。

C 委員 : ばいじんとかダイオキシン、いろいろあるが、少なくとも分析する
と14日、2週間かかるという。つまり、月1回ぐらいやってもらわ
ないと、さっき言った水銀、あれは何か血圧計を大量に捨てたとい
うわさですが、そういうようなことを検知できないと思うんです。こ
れ年2回なんて少ないですよ。半月に1回ぐらい、まあ月1回ぐらい
はぜひやってもらいたい。分析した結果、14日間というのはそのま
ま煙突から逃げていってしまうわけですから、少なくとも月1回ぐら
いはぜひやってほしい。そのように要望しておきます。

F 委員 : さっきの水銀について、どういう対処をしていくかということに関
してふじみ衛生組合としての見解をこの後出していただけるんです
ね。これは、ほんとうに近々に起きていることであり、こういうこと
が一たん起きたら、私は非常にお金がかかると思うんです。今、C委

員から指摘があったようにモニターを的確にしていけない限り、現在、なかなか原因がわからないと言われておりますよね。ですから、モニタリングしか方法がないと言われておりますので、さっき申し上げたことを踏まえて、やっぱり見解を出していただきたい。ただここで言いつ放しで終わるといような形だけはならないでほしいと思います。

以上、要望です。

G 委員 : この設備で、運転管理上、常時測定される排ガスの成分というのは、ここに書かれているもの以外にもあると思うが、どういう成分なのかということが1点と、もう1点の質問は、緊急停止というのは何時間ぐらいかかるものか。

3点目、この新型炉、何基つくったかわからないが、燃えにくいとか、失火するというか、消えてしまうというトラブルはなかったかどうか。

J F Eエンジニアリング : 運転管理上、連続測定している監視項目が当然いろいろあります。まず、ダイオキシン類対策で説明しましたように、高温で燃焼するというのが必要になりますので、焼却炉等、その他排ガス処理などの温度を常時監視しております。

そのほか、燃焼状態を確認する意味で酸素濃度も常時監視しております。また、一酸化炭素(CO)の濃度、排ガス流量についても監視しております。

先ほどのCOに関しては、COはダイオキシン類の発生に関連しており、COを抑制イコールダイオキシン類を抑制できると一般的に言われています。

緊急停止の時間、何時間かかるのかという質問がありました。地震等の緊急時においても同様ですが、緊急停止のボタンを押した場合には、送られる燃焼空気がすぐ止まりますので、排ガス量自体は5分、10分で急激に下がってきます。それから、故障箇所を復旧させるのですが、バグフィルタ等の各部の温度が高くなっていますので、すぐには作業できず、冷えてから作業に取りかかります。どこの時点で停止完了とするかは難しいのですが排ガス量は数十分で半分以下から10分の1程度まで落ちてきます。

燃えにくいごみが入った場合に失火したことはないかという質問

です。これに関しては、組合様から提示されているごみ質の範囲については、完全に燃えるような炉の設計をしています。その中で水がたくさん含まれているごみが突然入ってきたとか、当然ごみの種類としてはあり得るわけですが、それを極力均一にして燃やすために広いごみピットが設けられています。7日分の貯留容量がありますが、これは貯留だけが目的ではなく、ごみを均一に攪拌することで、ある程度均一のごみを入れて安定に燃焼するというのが目的ですので、急激に悪いごみが入ってきて失火したという例はありません。

C 委員 : P委員に吸気、排気量の関連で、1点だけ質問したいのです。

会 長 : (2)の件へ戻ります。

C 委員 : けさ9時から2時ごろまで私の家ほうへ、東南の風が吹くとおってくるのですよ。9時に私、杏林大学へ行ったのですが、扉があけっ放しなのですよ。扉があけっ放しということは、中で作業をやっている車の出入りがないわけです。だから、そういう監視はおそらく契約書上に、ふじみは監督だれも行きませんからね。そういうことをぴしっとやらせるような契約内容になっているのかどうか、確認が1点。

それと7月30、31日の日に、説明会があったときにも下連雀の人があのおいは何ですかと言われていたんですよ。それ説明していませんよね。だから、近隣については、あのおいを遮断してください、出さないように。もう何年も言っているのですから、そういうことを約束してもらいたいということが1点。現場へ行って作業員に直接言うことができないのだから、世話人か何か知りませんが、そういう人に言って、きちんと扉を閉めるような契約内容にしていきたい。その2点。

平成21年4月、清原管理者に偶然会ったので臭いのことを言いました。それから、ことしの5月初旬にやはり同じにおいが出る。しかも窓を全部あけている、1、2、3階。だから、閉めるところはちゃんと閉めてもらわないと、どんないいことを言っても、実行してもらわないと困ります。

会 長 : 要望ということで、よろしいですか。

C 委員 : 困ります。ちゃんと閉めるようにしてください。

P 委員 : 本日の午前中あけっ放し、私、確認がとれておりません。契約の内

容というお話ですが、我々適宜、時間は不定期ですけど、場内を見回るように職員含めてやっております。そういう中でも委託されている業者さんのほうに直接話をするということも当然あります。今あけっ放しでやるなというような契約内容は特にありません。ただ、我々のほうの指示、指導は十分できる体制にはあるということをご理解願いたいと思います。

最後のほうで1階から3階まで全部窓をあけっ放しということは、今後、中央棟、4階建ての大きな中央にある資源化施設の建物というように思いますけれど、東側、あるいは北側建屋は高速シャッターをつけていますので、それはあいてないと私のほうは理解しています。

においはもう出さないでほしいということは、今までの資源化施設含めて全部のお話かなというように思います。この中で、東側、北側建屋については、外にあったものを可能な限り中に入れるような工事をして一步前進したのかなというように思いますけれども、もともとの資源化施設の建物のほうはまだまだ完全ではないというふうに私どもも認識しております。その中で、今まさにプラットホームの出入り口に高速のシートシャッターをつける工事をやっている最中です。これもでき上がれば、また検証して、その効果はどうかということ、効果が絶大であれば、ほかの重量シャッターの外につけていくということも考えられると思いますので、一步ずつさらなる防臭対策を進めていくというようなことをご理解願いたいと思います。

C 委員 : よくやっていただいているので感謝したいぐらいなのですが、契約書上にそういうことをはっきり書いておかないと、言っても業者は聞きません、まして作業員はそうです。だから、契約書上にはっきりとやっていただきたい。

副会長 : 今ご要望がありましたように契約等については、毎年結んでおりますので、そういう中できちっと対応していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

3 協議事項

(1) 交通計画と安全対策について

会 長 : 前回、今回の討議に間に合わせたいと思い、急いで説明だけをやら

せてもらいました。討議について、十分時間をとって今日やりますという約束でした。

交通計画と安全対策に絞って意見、討議を得たいと思います。

C 委員 : 前回、交通のことについて議事録にちゃんと書いていただいたので、私の言いたいことはほぼ入っています。しかし、念のためにもう1回申し上げます。

今回、新ごみ焼却場ができるので、その建物と旧の不燃物の建物があります。それで動線ルートということになると思うのです。

交通計画と安全対策という資料があります。その(2)、3枚目、そこに交通動線、どう車が動くかということを書いてあるわけです。出入り口はAルート、つまり東八道路のゲートから入ってずっと、こっちの不燃物に入るのにこっちから回っているのです。こっちからぐるっと回って下におりて、こう入ってくる。つまり、このルートをこう回って、こう回ってこう。そうじゃないよと。現在どうしているかという、このルート、ここは多摩青果とふじみ衛生組合がトラブって、お互いにおう、におわないでやって、東側をあけさせられなかった。市場法とかであけられなかったのです。そのためにここから入って、ここに計量器がありますから、こう入って、こう出てくる。旧の不燃物に入るためには、こう入って、ここにロータリーがありますが、回って、こう入って、こういうふうに出る。こっちは閉まっているのですよ。だから、そのとおりにやってくださいよ。できるのですよ、ここ2カ所ありますから。こっちから来た車は、ここから。

会 長 : 図面ありませんか。見える人と見えない人がいるので、わからないと思うのです。大事な提案でもあると思いますので、皆さんに理解いただいた上で、また事務局の意見も聞きながら審議したいと思います。まずは理解いただくことが肝心かと思います。

それでは、この図面に書いてください。

C 委員 : 現在は、東八道路、中心線です。2カ所あったのです。旧は、こっちから来た車はここにちゃんと入る道がある。それで、こう入って、こうにも行くし、こうにも行く。こっちから来た車は、こう入って、ここのところが扉ですから、こう入って、ここへおろして出て、こっちから来た車は当然こう入って、こう行っているのです。だから、そ

のとおりにしてくださいと、私の案はね。新しいほうはどうするかというと、ここに入れて、ここは27mあるのですよ、この幅が。ここは今までなかったですからね。27mあるからここで入れたいのだけど、こう入って。大体びん、缶、粗大なんか調布はやってないですから、やっているのは三鷹だけです。だから、こう来て、ここに入れて、こう出てくださいよ。こっちも行けますよね。

でも、前事務長は最初から左進入、左出庫と言ったのです。平成21年8月26日、私が東京都の公述人をしたときには左進入、左出庫になっている。でも、それはいいです。これはふじみの道路だそうですから、こう行くのもいいでしょう。しかし、こう行ったら、こう行って、こう出ていってくださいよ。これは今やっているとおりに、ちょっとずれているのですが、ロータリーがあったから。ここへ出てください。

つまり、ここは行って、早く出てください。ここはこう来て、早く出てください。それを前事務長は、私にこういう説明したのです。これは全部ぐるぐる回りますよと。こうぐるぐる回ります。3倍も回るようになるからだめだよと言ったのです。東京都へ写真つきで文書を送りました、だめですよと。早く入れて、早く出る。それはあちらに書いてありますよ。文書の中で車が道路に渋滞することは困るから、入庫車を先に入れろと書いてある。つまり、実質的にぐるぐる回るようになるんですよ。できるんですから、つながっているんだから。

案の50台、それはF委員がしようがないと言ったでしょう。あの車を全部ここに入れろということです。入れられたら、私たちどうすんだというのか。50台とられます。

三鷹通りというのは、振動、騒音の限界に来ているのですよ。サミットから宇宙研のところまで、振動、騒音限界。このところに6m36cmの調布市道がありますから、このところは緑化にしましょうと。平成10年3月に52台の地下駐車場をつくってあるのですよ、図面に。事務局も知っていますよ、教えてあげたから。前事務長だって知っていますよ。平成10年3月ふじみ衛生組合に来た当時、焼却場の図面見せたでしょう。このところに52台、職員用と見学者用と身障者とバス2台、地下をつくります52台の駐車場をつくってあ

る、図面に。それでやりなさいよ。にもかかわらず、地下駐車場考えていません、何を言っているのですか。清原管理者だって、環境保全には最大限の努力をします、配慮します。調布市長は全力を尽くしますと言っているのです。どうぞそれをやってください。効率の前に環境保全はどうしたのですかと私は言ったんです。やってくださいよ。

したがって、反対ですよというのは前回の議事録によく書いてあります。だから、こんなぐるぐる回るように、実質的に交通渋滞を起こし、CO₂を発生させ、我々を塗炭の苦しみにさせては困りますよ、そう申し上げた。だから、そうしてください。

会 長 : 委員の皆さんにご理解いただけない部分、私自身も完全にわかっていないのですが、事務局の案と馬部さんの案とをざっと見ると、ゲートDを事務局案では使うようになっていないのを使うようにしなさいということが1つと、車の動線を事務局案に対して逆回りにしなさいというようなことを言っているように思うが、事務局のほうで、その点を含めて、どこがどう違って、それについてどういう見解を持っているのか、説明いただけるとありがたいです。

副会長 : それでは、お手元の(2)の交通計画と安全対策、これが現在のふじみの案ということですので、そちらとの比較という形で説明させていただきます。

まず、ゲートにつきましては、それぞれの道路のところで1ゲートというのが基本で、道路交通管理者、それから警察ともそのような調整になっております。

現在、工事中の場合は別ですけれども、基本的にこの施設が完成したときにつきましては、東八道路では1カ所のゲート、それから、東側の道路でも1カ所のゲート、西側の道路でも1カ所のゲートという形で考えております。

それで、ゲートの位置としては、今、事務局の案としては、こちらのゲートAというところを考えているところです。ゲートAができた後については、このゲートDについては閉めるという形で考えております。道路で1カ所という形になっております。

それから、もう一つの回り方の部分ですけれども、実はちょっと右折が、東八道路、こちらから来て、中央分離帯がありますので、基本

的にはこの位置で右折ができませんので、もちろん、この位置でもできません。こちらの東八道路から入る場合には、左進入をしていただく形になると思います。そういう関係で、今、現行案としてはゲートAのところが入り路という形になっております。

こちらのところ、仮にこちらをあけたとしても右折ができないので、これが入れないということと、現在、資源化施設が稼働しておりまして、ここに資源化施設のプラットホームへの入口があります。不燃ごみ、プラスチックごみの車が入る入口ですけれども、仮にここから入ったとして、現在、計量器がおおむねこの位置にありますので、ここから計量器に乗ってここへ入るとというのが、この方向でのルートだと難しいということで、もしここから行くと、ここからまたぐるっと回らなければいけないということで、現在は、こちらから入って、ここに乗って、ここに行って、こちらから出るというのがメインになっております。ただ、現在は、こちらが工事の門となっておりますので、道路管理者のほうの許可を得て、ここをあけさせていただく関係で、こちらから来た車はこちらに入って、こういう形で、ここで計量して、ここから出ていくという形になっております。

そういう関係で、ここから入って、今、計量器を置く部分というのは、このところだと厳しいので、ここで計量して、ここへ行って、ここをまた鋭角に出ると、これは、今までもやれていないことだと思います。解体の前までは、このあたりから入って、こういうルートで入って、こういう形は行っていたと思います。まず、この鋭角がちょっと無理だということで、やはり、こちらからこの回りにせざるを得ないということで考えております。この回りにせざるを得ない中で、ここについては、実は27mあるのですけれども、先ほど言いましたようにびん、缶の処理の部分が現在あります。ここでびん、缶の処理を約半分ほどのスペースを使って行っておりますので、ここについては27mの半分ぐらいしかないので、必ず動線は同じ動線、例えばこちらからか、こちらからかのどちらかの一方通行にしたいということです。それで、こちらから入るのが無理だということがありまして、動線は北側から南側に流さざるを得ないということで、この動線は一方通行にしております。そういう関係で全体としては、現在の資源

化ルートが左回り、それから、こちらの可燃ごみのものは右回りという形で考えております。そうしますと、ここが一方通行で、いわゆるこちらからこちら、この図で上から下ですね。流れないで外のほうに出ていけるということで考えております。

そういう関係で、逆回りが、ここの資源化施設の部分でできない状況にあります。もし、こちらから不燃ごみのほうに入った場合は、計量器がここにありますので、ここに入って、また、ここで回って、ここでもう1回回ってこっちへ出なければいけないというような形になってしまいますので、やはり回り方が1回で済むような形で、こちら回りを選択させていただいたというものです。

あともう一つ、施設の中を通るといふ部分を今おっしゃいましたけれども、逆に私どもの考えからすれば、なるべく外周道路で収集車が通ることを、いわゆる三鷹通りであるとか、あるいは人見街道であるとかというところはなるべく走行距離を短くしたいということがありまして、スムーズに施設の中に入っていただいて、施設の中の通路で回れる形ということで、今はこの案のような形で考えているところです。

基本的には、環境影響評価書の中にもこのルートで、こういう回り方で載せてあります。ただ1つ変わっているのは駐車場の位置、当時はこのところにあつたのですが、現在はこちらのほうに駐車場を移しております。この駐車場につきましては、なるべく緑を残すということで駐車場自体を緑化ブロック、いわゆる緑対応の緑化ブロックということで、やはり緑を少しでもというご意見を踏まえまして駐車場自体も緑化ブロックとしたものです。

それから、道路につきましては、こちらに新ごみ処理施設の入り口、玄関がありますので、市民の皆様、それから、環境学習で小学校の4年生のお子さん等が来た場合については、ここに収集車が通る道路をつくってしまいますと、どうしてもここが危ないということです。

会 長 : 今、その提案ではありませんので、今言った周回道路をどうするかということについて、ちょっと切らせてもらえますか。

副会長 : 私のほうとしては、当初の案ということでぜひお願いしたいと考えております。

A 委員 : 私はC委員の話はよく理解できる。ドアを開放されているという問題は、もう何年の問題か、いまだにそうなので、私も不信感が物すごくあります。これは対応するという話なので、対応の経過を見守りたいと思います。ぜひ、それは善処されねばならない。

今の周回問題ですが、問題は、事務長のお話にあった道路における滞留、東八道路にそんなに止まるような状況が生まれることは好ましくないというのは理解できます。しかし、構内に多量の車が滞留することも、C委員の話から、できるだけそういう状況はないようにしなければならぬと思っています。そこで、質問ですが、計量器が2台で、投入口が7つ、ごみ収集車が計量を通してピットにごみを投下して立ち去る。これは、大体、時間がはかれる問題だと思うのです。何台の車がどういうふうに来るのか。構内に滞留しない、させないという状況をつくれるのか。ここが、周回道路の問題と絡むもう一つのポイントだと思うのです。においの出るごみの車をいっぱい中に滞留させない。その辺は、この投入口の数とそういう問題は、設計上どのような考え方で、構内に滞留はないというふうにできるのか。それが2つ目の問題。

3つ目に、この地図で言うと現在のDゲート、完成したときは閉鎖するという話ですが、AゲートとDゲートも開放されたらどうか。もう少しスムーズな中の車の流れをつくることのできるのではないか。左折入場、左折で出ていくというDゲート。そうした場合でも、この車の流れはそんなに変更が、効果がないのかどうか。まだ十分自分でこの上に線を引いていないので、その場合どうなるのかという問題。それから、Dゲートが開けない理由を聞かせたい。

会 長 : 最初のにおいの問題については要望ということでよろしいですか。C委員もそういうことを言われましたので。

A 委員 : いいです。要望です。

会 長 : その他の2つの回答をお願いします。

B 委員 : 計量器ですが、今回、2台設置するので、1台当たりおそらく40秒ぐらいで計量は済むと思っています。1台の計量器で1分当たり1.5台計量できます。2台ありますから1分間最大3台で、1時間で180台計量できる計算です。

一方、プラットホームの中の投入扉ですが、通常、業者の方が入れる投入扉が5門、そして、市民の方が安全におろせるダンピングボックスが2門、合計7門あります。ダンピングボックスは特殊な扱いとしまして、計算上から除きますと5門は使えます。1門当たりで、ごみをおろして出てくるのに大体、通常的車ですと3分かかると言われています。1門当たり1時間に20台、5門なので100台という量は処理できるということです。

搬入車両ですが、過去数年のデータを見ますと、ピークが朝の10時から11時で、1時間当たり60台ということですので、台数からすると計量器にしても、ごみの投入門数にしても十分受容力がありますので、計量とかごみをおろすことによる滞留は発生しないというふうに考えております。

AゲートとDゲートを同時に2つ開放できないかというご質問ですが、こちらの道路は東京都の道路ですので、道路の管理者は東京都北多摩南部建設事務所です。一方、こちらの交通を管理しているのが調布警察署です。そういったところと協議をしているのですが、開口部を増やすと、歩道上での交通事故等の心配が増大するので、基本的にできるだけ開口部は少なくしたいというのが道路管理者や交通管理者の考え方です。そこを交渉しているところですが、今現在、2つあけられるという状況にはありません。

- A 委員 : 法理上あけられないなんてことはないのでしょうか。
- B 委員 : あくまでも協議です。
- C 委員 : 適地選定のときに、交通状況については調布警察、三鷹警察の前に、近隣住民と話し合おうという約束になっているはずだが、何で警察署が先になるのですか。

それと、現在、あそこには2つの出入り口があるのです。計量器がありましたから、あそこに全部入りまして、そして、粗大ごみは、赤い建物に回りまして、今度、不燃物は青い建物のほうへ入っているわけです。それで、出入り口が2つあるわけです。東から来るやつは右折が2カ所あるのです、今でもあります、道路に。位置はちょっとずれますけどあります。それから、西から来た車は正面から出て右折して、向こうへちゃんと動線が入っています、東八道路に2カ所。写真

撮ってありますから。現在、使っているのではないですか。2カ所あるんですよ。位置は若干ずれますけどね。近隣住民と相談してください。お願いします。

副会長 : 当時は、ゲートがこのあたりにあったのですが、ゲートが今こちらのほうに移っており、右折で入る形は今できておりません。多分、東八道路をつくる際に既存の施設があった関係で当時は配慮していただいて、当初は2カ所という形であっていることは事実でありますけれども、現在、右折レーンも全くありませんので、そこで渋滞とか、右折するためにここでとまるということがこれからは、困難になると思われれます。

C 委員 : 2カ所、今まで使っていたのだから、それを使いなさいということです。

副会長 : それを利用して、東八道路を右折で出入りしたらどうかというご意見であろうかと思えますけど、新しいゲートの位置ですと、この位置とこの位置は、どちらにしましても右折で入ることはちょっとできかねる形になっております。

C 委員 : 今まで使っていたんだから、それをやればいいのではないですか。

副会長 : 新たにそういう形でいくと、北多摩南部建設事務所あるいは警察のほうとの協議がありますが、通常の場合ですと、新しくつくった建物とか、あるいは新しく出入口を変えたものについては、右折入庫等は難しいと考えます。

C 委員 : この場で、そういう議論してもしょうがないから現地でやりましょうよ。

副会長 : 左折入場、左折出場という形での案です。いわゆる右折というのは、右折のレーンがある信号のところは右折でももちろんいいのですが、それ以外は考えておりません。

C 委員 : 今までやっていたじゃないですか、6月まで。

副会長 : 新しい施設の計画ではそうさせていただいているところです。

会 長 : この議論ですけれども、皆さんにこれで判断してくださいというのもなかなか難しいと思う。いろんなご意見もあろうかと思えます。今回結論をここで出すのをやめて、もう一遍事務局で今のC委員の案、それから、A委員からもAゲートとDゲートの併用はほんとうにでき

ないのかとかもありましたし、周回道路を反対にすること、ほんとうに可能なかどうかという検討とか、いろいろあると思うので、もう一遍事務局のほうで検討してもらえますか。

副会長 : その点検討してまいります。

G 委員 : 自分が運転手になったとき一番混雑するのはどこかと思って見ると、ゲートAからゲートBのところ、場内の湾曲した半円形のところ4分の1走って、それからゲートBのほうに出るところで、外に出る車、青色の車と、それから、入ってくる赤色の車と交差することになっている。交差して入れ違う台数は、平均台数で言うと、129、129の81で339台、ここが一番混むことになっている。それも先ほどの時間帯に集中したら、これは大変なんじゃないかなというのが1つと、もう一つはゲートBから三鷹通りに出ようとすると、普通ここは混んでいるところなので、三鷹通りには混んでいてなかなか出にくいのではないかなと思うのです。

この案を基準に考えたときに不思議に思ったのは、それでは青色の出ていく車はゲートAで全部出したほうがいいのじゃないのか。それから、ゲートAで入ってくる車がありますが、これの一部はゲートBから入れたらどうなのか。ゲートBから入れてプラットフォームのほうに回っていかせる。そうすると、このAとBの間、非常に混雑するのが避けられるのと、もう一つは、ゲートBのほうは入るのは入りやすいだろうと思うのです。一般道路、ここは混むところですから、出るのは非常に難しいのではないかと思ったので、これは何らかの理由があってこういう計画を出されたんだろうと思いますが、意見として申し上げます。

会長 : 意見として検討の中に加えていただきたいと思います。最初の質問のことは計算ができていないのではないですか。ゲートAからゲートBの間の通路が混雑するのではないかということだが、できていませんか。できていないのならまた後で言ってもらえばいいんですが。

それも含めて、今、C委員、A委員、G委員からいろんなご提案をいただいています。それについて事務局のほうでいろいろ検討いただきまして、その結果をまとめるということで、次回に繰り越したいと思うのですが、よろしいでしょうか。

C 委員 : 東八道路とか、三鷹通りとか、いろいろ車がとめられてはかかないません。そういう車は構内へ入れたほうがいいという話も若干出ていました。したがって、私は、ふじみ衛生組合の敷地の中へ追い込んだら困りますと。この近隣に居住しているのは今、西側住民の私たちだけです。建物の28mの範囲内は紛争処理で提訴できるのだから、そこでやりましょう。第三者を入れてやりましょう。そちらはそちらの主張をするだろうし、私も私の主張をするから、それでおやりになったらいいんじゃないですか。

現地で立ち会って、ほんとうに私たち困るんだから。毎日毎日においがかがされて、立ち会ってやりましょうよ。それをお願いします。

会 長 : 現地でいろんな人、関係する人と議論を闘わすということも1つの方法だろうと思います。それは、地元協議会としてやるんですけれども、参加する希望の方と集まって。

C 委員 : 地元協議会じゃなくて、住んでいる人と事務局でやりましょうよ。

会 長 : 地元協議会の中で全員が集まるのではなくて、関心のある方に集まっていただいてやるということについては、会長としては異存ありません。

C委員が指摘された構内に全部車を入れて、そこで渋滞させるというような発言だったが、先ほどB委員の話では、それはないということで、納得いただけませんか。

C 委員 : いかないです。いい例が調布市のクリーンセンターがやっているごみ車ですよ。あれが38台も3時から5時までつながっているのです。どうしたかという、それぞれの清掃会社に全部待機させておいて、ハンディトーカーで連絡を入れているのです。何も追い込むことはないのですよ。我々のあんな狭いところへ、入構優先と書いてありますよ。来た車、どんどん構内に入れてと書いてあるじゃないですか。調布警察とか三鷹警察の前に私たち近隣住民と話し合ひましょう。それがいいのではないですか。それがまずければ、三鷹市、調布市の部長さんがいるし、そういう中立の人を入れて話し合ひをしたらいかがですか、それが一番いいのではないのですか。現地でやりましょう。

会 長 : 本件に関係のない方もおられると思うので、十分に関係する方が現地でお話をし合うということについては、私もよろしいかと思ひます。

納得がいくかどうかは別として、やっていただくということについては、事務局のほうで機会をぜひ設けていただきたい。全員じゃなくて関係する人に集まっていただいて交通動線をどうするか。どうしても私が避けられないと思うのは、交通渋滞は、事務局側はないと言うし、C委員はあると言うのですが、これはやってみないとわかりません。

そういうことも含めてお話し合いいただければと思います。それを踏まえた上で次回のように、これは何らかの形で決めないといけないと思いますので、そういうことで必ずしも全員の賛成が得られるかどうかは別として、審議を尽くした上で決定するという運びにさせていただきたいと思います。

F 委員 : 前提として、必要な基礎的な資料を揃え、それをきちんと踏まえて議論する必要があると思います。例えば、1台あたり何分間滞留するような計算をしているかとか、基本的な数値をそろえた上で議論していったら、現実、これ滞留するということになると、是正していかなければいけないんじゃないかと私は思います。その辺の客観的な数字がないと議論はなかなかしていけないなというように思います。今、会長が言ったようにやってみなければわからない。これでは議論する必要がないわけですから、ある程度客観的な数字を出していただいて判断していかざるを得ないんじゃないか。

会 長 : ほかにご意見ございますか。

F 委員 : 1個だけこの交通問題で意見を述べたい。滞留とかという問題が起きた場合、最小限の是正が必要になってくるのではないのか。それが考えられないか。ここに来る台数というのが少し減る方法はないのかというようなことも考えてみました。三鷹と調布が何でも一緒にやればいいということではないので、お互いそれぞれ考えがあるから、今までの経過を見ても調布と三鷹はいろんな考えの違いがあつてきております。今、調布のほうは紙とか缶とかは別途処理していく。ここで集中的に行うのではなくて、それは分散していくという方向で進んでいるわけです。三鷹のほうは、ここでやっていくというような立場にあるやに伺っておりますが、我々これだけ議論しているわけですから、1つふじみ衛生組合、あるいは調布、三鷹市の行政の皆さんも、滞留という問題が起きてくるならば、わずかでも車を減らせるような

方策はないだろうかというようなことで、資源化のびん・缶、そういったものをここに持ち込まないで、将来、25年開業ですから、25年までこの古い施設は使われる。壊す必要はないわけで、ぜひ調布と三鷹と一緒にやっていっていただけないか。そうすれば、少なくともここに来る車の台数は、定かに何台かはわかりませんが、減るのではないか。そういう努力を両市、ふじみ衛生組合を含めてぜひ議論していただきたい。そうすれば、C委員の言っているようなことにも若干の是正になるかも知れません。

また、三鷹の市民の委員の皆様にも、これはぜひお考えいただきたいというように思うわけです。調布の我々ばかりがお話ししていますが、ぜひ三鷹の委員の皆さんの意見を聞いてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会 長 : 意見ということで、今、議論をここでしなくてもいいですね。

F 委員 : 次回でも結構です。

会 長 : 事実誤認がないようにしておかなければいけないのですが、ふじみでは三鷹市の紙は処理していません。おっしゃることはびんと缶のことだと思うので、その点、定量的に把握しないといけないという委員さんの意見もあったので、それが実現したら一体何台、どうなるのかということもあわせて検討いただければと思います。

(2) 緑化計画について

C 委員 : 7月30、31日のふじみ衛生組合の事業説明会でも出ていました。西側どうなんですか、北側どうなんですか、東側どうなんですか。B委員が言っていました。西側だけは地域の住民が住んでいます。したがって、ここは高いものとか、低いものとか、見えないようにとかいろいろやります。緑化していただくのは非常に結構なのですが、こんな大きく、半分以上とってしまったではないですか。今まで5mぐらいしかない道路を半分以上駐車場にしているじゃないですか。だめだといって東京都に送ってありますよ、全部写真つきで。さっきも言ったように平成10年3月は、もとのクリーンセンターの下に地下駐車場は52台計画してあるではないですか。なぜできないのですか。

西側には適地選定の時代から、これは皆さんよく知っていると思いますが、ここは周辺緑化を見まして、西側は緑化にいたしましょう。

それを42台も、困ります。コンクリの間にいわゆる芝生みたいなものを植えていますが、あれは緑化の面積に入れてくれないのです。屋上緑化も緑化とはみなさないのですよ。緑化というのは、根っこがあって、高さがあって、皆さんも知っているでしょう。3mを何本植える、10m何本植える、私の場合なんかも全部そう言われました。何mの木を何本植える、開発計画ではそういう指示があるのですよ。

環境評価の中で東京都に出した、私は、4冊分厚いのをもらいましたけども、あれで環境評価を受けたのでしょうか。訂正は出したようですが。当時はそれでやりたいということだった。それを12月24日、突如、こういうふうに半分も駐車場をつくるとは何事だ。申しわけないけど、不届きと書いてあるのですよ。つくるのならつくるで、ちゃんとこういうわけだから、こうなんですよと、どうして説明しないんですか。はい、これですよ、そうです、これ変えられません、地下はできません。周回路は必要だから、動線が必要だから、必要なんで私思いませんよ。さっき集約していたように議論しましょうと。

ヒゲを植えたって、壁を張り出したって、あれは緑化とは認められないのですよ。緑化というのは木を植えないとだめなのですよ。それに8m50cmも西側に建物が出張ってきてしまったのですよね。焼却場は敷地の真ん中に建てるということになっているのです。ぜひ緑化を、こういう駐車場は必要なら地下にしてください。平成10年3月の計画書のとおり、地下にしてください、お願いします。

会 長 : 緑化面積として木を植える面積を確保しなさい。駐車場は、必要ならば地下にしなさいという提案と考えていいですね。

C 委員 : そうです。

会 長 : これについて事務局のほうは、何か考え方がありますか。

もう一つは、C委員が言われた当初出した計画どおりということですね。

C 委員 : 会長も知っているのではないですか。平成10年3月の調布市役所で。

会 長 : 平成10年のほうは知りません。今言われた当初計画とは、その平成10年の計画のことですか。当初計画と違うのではないかとっているが。

- C 委員 : 当初計画は北側に16台しかないですね。
- 会 長 : それは、平成10年の計画ですか。
- C 委員 : 違います。21年4月と20年4月ぐらいに、いわゆる環境評価に従って出してあります。
- 会 長 : 環境影響評価で出した時の台数と違う。もうひとつは、駐車場は地下にしてほしい、ということですね。
- B 委員 : 環境影響評価書を平成21年10月に出しておりますが、その28ページに書いてありますが、緑化の考え方としては、緑化面積は建物、構造物、通路、運動場、その他所定の使用目的を持つ施設部分を除いた空地の50%以上を確保するというので、具体的な面積についても触れておりました、4,800㎡以上ということを経済影響評価書でうたっております。この部分については、委員さんのおっしゃるとおり、木で緑化する部分だというふうに認識しております。

当時の図面と違うのではないかと、駐車場の台数等違うんじゃないかということですが、あくまでも4,800㎡以上確保した、そういった前提のもとにさらに緑化を増やそうということで、今回、ふじみ衛生組合として考えたのが、今、お手元にある図面です。当然、緑化面積を4,800㎡以上確保しており、さらに駐車場の部分についても緑化ブロックを置くということで緑化しているわけです。このプラスアルファの部分について、私どもも努力をしているということで、ご認識をいただきたいというふうに考えております。

実際に、委員はこの緑化ブロックの部分に木を植えるべきだということかと思えます。それにつきましては、例えば施設が実際に動いてから、どのぐらい駐車場が利用されるか。そういったものも実際に数字が出た段階で、例えばここまで駐車場がほんとうに必要なということであれば、その辺は、ふじみ衛生組合としても対応は可能かというふうに思っておりますが、今現在では、この駐車場の台数でいきたいというふうに考えているところです。

- C 委員 : 環境評価書の17ページの中にグリーンとか車道とかちゃんと書いてありますから、西側をそのとおりにしてください。東側にしても、西側を削った分、東側にぽつぽつグリーンベルトといいますか、そういう植木を植えたり、要するに面積が増えているわけです。だから、

西側の住民としては、緩衝地帯としては、あくまでも環境評価書の17ページのとおり緑化を確保してください。

B 委員 : ふじみ衛生組合の考え方としては、北側に三鷹市役所があり、東側に三鷹市の暫定管理地があり、南側に研究所があるという中で、できる限り西側に厚く緑化しようという基本コンセプトに変わりはありません。その中で、さらに緑化部分を増やせないかということで、東側なり南側に増やしているということで、決して西側を薄くしようというようなことは考えていません。あくまでも減らさないのだとお考えいただきたいと思います。

会 長 : C委員の提案から2点あると思うが、緑化面積を増やすということだが、これは、当初計画どおりにやっていますというのが事務局側の答えですね。4,800㎡ですか、やっています。もう一つは、駐車場を減らせないかという問題ですが、これは、検討の余地があるやに伺えたのですが、そういうことも含めて、もし現地の調査が必要なら関係者に集まっていただいて議論することもいいと思います。これももう少し煮詰まった段階で、次回で結論を出すというようなことで、事務局どうですか。

副会長 : 緑化につきましては、私どものほうもできる限りやっていきたいというのは、そういう共通認識は多分委員の皆さんと同じことだと思います。そういう趣旨を踏まえまして、検討してみたいと思います。

ただ、先ほど言いましたような駐車場を緑化ブロックにするとか、そういう部分も今までのご意見を踏まえて私どもが一生懸命考えた結果ということですので、ぜひその点をご理解いただければと思います。

C 委員 : ふじみ事務長に文書を4回出しまして、4回回答をいただきましたが、地下のことは考えていない。動線はふじみのほうがいいですよ、一方的な話。私から言わせると一方的に言われているんで、これは、やはり建物も8m50cm西側に出張ってきていますから、調布市中高層建築物の建物に係る紛争の予防と調整に関する条例7条、紛争処理にかけます。

事務局 : C委員のほうからも環境影響評価のことでいろいろと議論されておりますけども、この件につきましては、C委員のおっしゃるとおり、

事業計画の変更を東京都のほうへ提出しております。その書類等が今、皆さんの手元にない中での議論かなと思いますので、きょう協議事項には入れなかったのですが、その他のところで、そのことについて、改めて皆様方に資料でわかりやすいように説明させていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

(3) ふじみ衛生組合新ごみ処理施設公害防止協定書（素案）

会 長 : この協議事項は、前回のときに次回繰り越しがありますということを申し上げましたが、文字どおり、そうになってしまいました。したがって、公害防止協定については次回とさせていただきます。

4 その他

会 長 : それでは、事業計画の変更について、手短かに説明願います。

(1) 他施設の見学行程について

事務局 : お手元に変更の資料を配布させていただきます。その間に、(1) 他施設の見学行程についてということで、資料5ということになります。施設見学の行程ということで、今回参加される方にごらんいただきたいと思いますが、8時半の出発を予定しておりまして、集合が8時15分ということで、集合場所は、ふじみ衛生組合の仮事務所前を予定しておりまして、後程、参加の皆様方にご通知を申し上げたいと思います。午前中は多摩川清掃工場、午後は品川工場を回って、4時半には帰ってくるという日程で、この辺は資料のほうをごらんください。

それでは、今、お配りしました環境影響評価にかかわる事業計画の変更についてということで、C委員からいろいろ意見があったので、この辺は事務局から説明したほうがいいかなと思い、あらかじめ用意させていただきました。

事業計画につきましては、変更前、変更後ということで、変更後は上の段になっておりますが、4点ほどポツで整理してございます。

まず、施設配置計画というところですが、施設の配置計画、変更前につきましては2ページのほうの図面になります。駐車場、緑地等が矩形になっている図です。新ごみ処理施設のすぐ前を車がAゲートと言われる部分から入ってきて、まっすぐ行って北側のプラットホームの中に車が入っていくというような図になっております。

C 委員 : これは我々に何の変更も説明しないで、東京都へ出したのですか。なぜ、それ事前に説明しないのですか。

事務局 : これは、前回、7月のところで皆様方に事業計画についての内容を説明したと思います。その資料もすべて皆様方にお出ししましたが、1ページの図面については、前回説明させていただいております。

この変更後の施設計画は、周回道路が円形のような形になっております。これにつきましては、1ページの図面ですね、駐車場が新ごみ処理施設に接続した形になっております。これは、調布市のほうに特例許可をお願いしたときに、建築審査会の中で、2ページの図面では歩行者の横断が周回道路というか、収集車の車線を駐車場から横断して新ごみ処理施設に見学者が入るような動線になっているが、それはもうちょっと安全性を考えるべきだというような意見を踏まえて、駐車場の動線と新ごみ処理施設に入る動線の間には収集車の通行がないような形に直したのが1ページの図面でございます。

それから、施設計画につきましては、排ガス処理方式が湿式から乾式に変更。それから、建屋の形状が南北が90mだったものを84.5mに縮め、東西の方向が60mを59m。ただし、先ほど来からC委員がおっしゃっている、計量器のところを入れますと67.5m、約8.5m広がったというようなところでは。

それから、煙突の部分が変更前ですと四角だったものを円形の直径10mに変更したというものです。

それから、環境保全計画につきましては、屋上部緑化というもののほかに壁面緑化を実施するというものを加えたものです。

それから、供給施設計画というところですが、タービン発電の発電容量を7,900kWから9,700kWに、それから、太陽光発電の発電容量を10kW以上を10kWにしたということです。

主な変更点ということで、このような内容で変更させていただきました。

(2) 次回日程

会長 : 今日も積み残しがありましたので、計画にはないのですが、できれば10月ぐらいにしたいと思うのです。

事務局 : 11月というのが本来は次回ということになるのですが、9月29

日に施設見学会を予定しております。それが終わってからということになるのですが、今回の議論もあまり間があくといけないと思いましたが、できれば10月の第1週、6日、8日ぐらいのところでしょうか。

会 長 : 当初計画にはないのですが、今日の公害防止協定の提案等もできませんでしたので、10月にもう一度やらせていただきたいということで、今、事務局から6日と8日の提案がありました。例によって欠席の方が出るのは申しわけないですが、多数決により欠席する方の少ない日を選ばせていただこうと思います。

(日程調整)

10月8日(金)にさせていただきます。時間は従来どおり18時30分、この場所です。

事務局 : 場所については、ふじみの仮事務所の前にJFEが仮設の事務所をつくっているのですが、その1階の部分が会議室になっておりますので、そちらのほうが利用できるようなので、またご案内申し上げますが、そちらのほうでさせていただきます。

会 長 : 次回は10月8日(金)18時30分、場所は未定ですのでご注意ください。施設見学は9月29日。今現在、21名の方が参加されるそうです。

それでは、長時間どうもありがとうございました。また次回よろしく申し上げます。

20時30分 散会